

【情報通信機器を用いた診療に係る施設基準】

- 当診療所は、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行いません。

【機能強化加算】

- 当診療所は「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。
 - ・ 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
 - ・ 必要に応じて、専門医師又は専門医療機関への紹介を行います。
 - ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
 - ・ 保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
 - ・ 訪問診療を行っている患者様に対し、夜間・休日の問い合わせへの対応を行います。

医療機能情報提供制度（医療情報ネット）を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関を検索することができます。

【外来感染対策向上加算】

- 当診療所は、患者様やご家族、当診療所の職員、来所者などに対して、感染症の危険防止のため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。

《所内感染対策》

1 所内感染対策に係る体制

当診療所では、所内感染管理者を定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

2 所内感染対策の業務内容

当診療所では、全ての職員が遵守する「感染対策指針」及び「感染対策マニュアル」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。

また、1週間に1回程度、定期的に診療所内を巡回し、所内感染事例の把握を行うとともに、所内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

3 職員教育

全職員に対し年2回所内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図って

います。

4 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより体調の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。

このため、当診療所では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートで投与することで抗菌薬の適正使用を実施しています。

5 感染対策連携

当診療所では「外来感染対策向上加算」を算定しており、岩手県立胆沢病院との感染対策連携を取っています

【電子的診療情報連携体制整備加算 2 / 在宅医療 D X 情報活用加算】

- 当診療所は、医師が診察等を実施する診察室及び居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。また、マイナ保険証の利用により質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

【医療情報取得加算】

- 当診療所は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

【明細書発行体制等加算】

- 当診療所は、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しています。

【ニコチン依存症管理料】

- 当診療所は、禁煙治療を行っています。

【一般名処方加算】

- 当診療所では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは：処方せんに、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を記

載することです。